

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

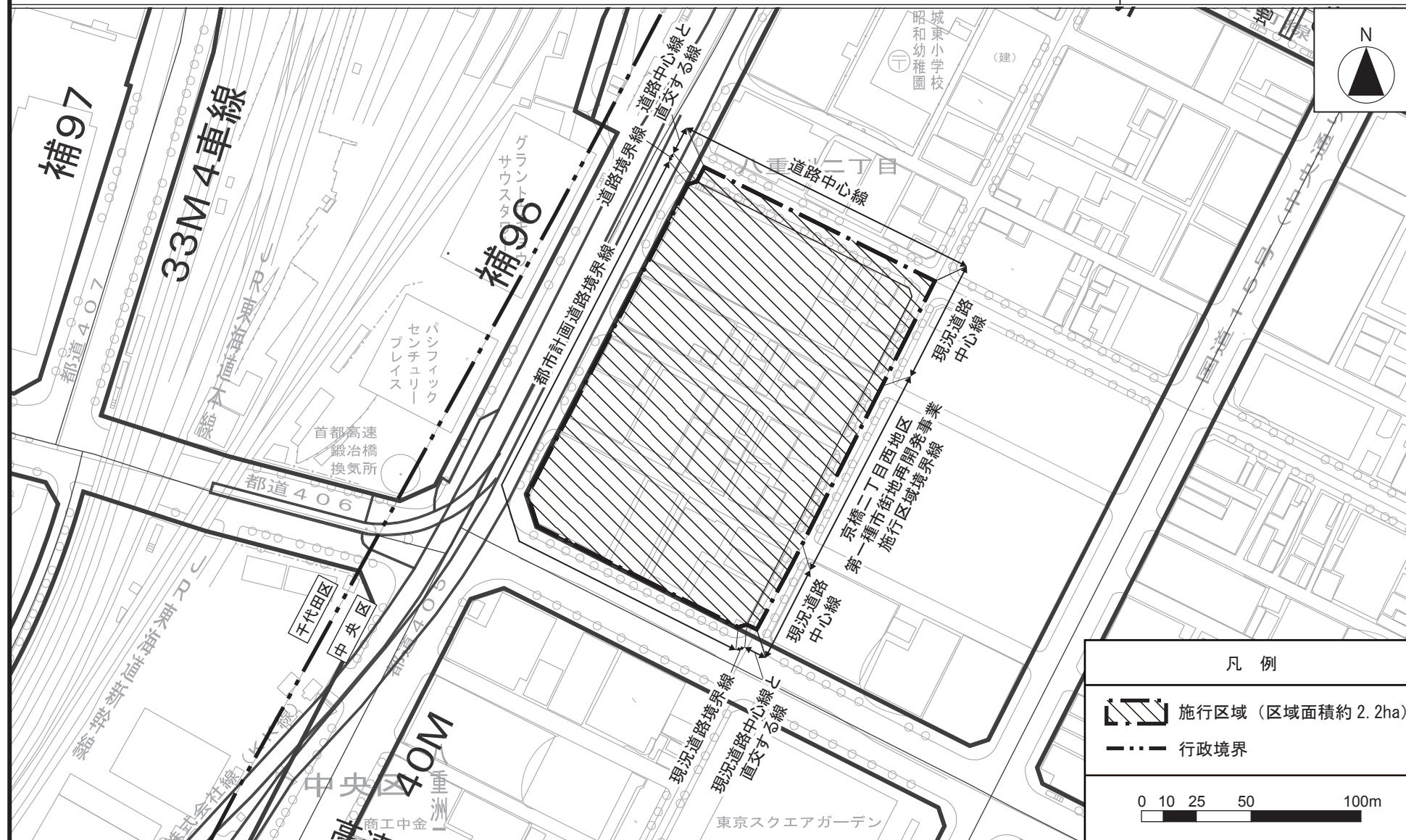
幅員の[]は全幅員を示す。

名 称		八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業						
施行区域面積		約 2.2ha						
公共施設の配置 及び規模	道 路	種 別	名 称		規 模		備 考	
		区画道路	特別区道 中京第 537 号線		幅員 7.5m[15m]、延長 約 115m		既設	
			特別区道 中京第 433 号線		幅員 7m [12.5～13.5m]、延長 約 165m		拡幅	
		幹線街路	特別区道 中京第 402 号線		面積 約 10 m ²		一部拡幅（隅切部）	
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]		主要用途		高さの限度		備考
	約 15,700 m ²	約 418,000 m ² [約 325,650 m ²]		事務所、店舗、居住・滞在施設（サービスアパートメント等）、インターナショナルスクール、バスターミナル、駐車場 等		高層部 : 240m 低層部 : 60m		建築物の高さは T.P.+4.0mからとする。
建築敷地の整備	建築敷地面積	整 備 計 画						
	約 19,500 m ²	・地上部は敷地内に屋内及び屋外に広場を設けるほか、東西方向に2本の通路等を設け、快適な歩行者空間を確保する。 ・地下部は東京駅とバスターミナルを直結させることで東京駅の交通結節機能の強化に寄与するとともに、隣接する京橋二丁目西地区を経由して京橋駅方面に接続させることで東京駅から京橋方面への安全で安心な歩行者ネットワークを形成する。						
参 考		都市再生特別地区及び日本橋・東京駅前地区地区計画区域内にあり。						

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は計画図表示のとおり。」

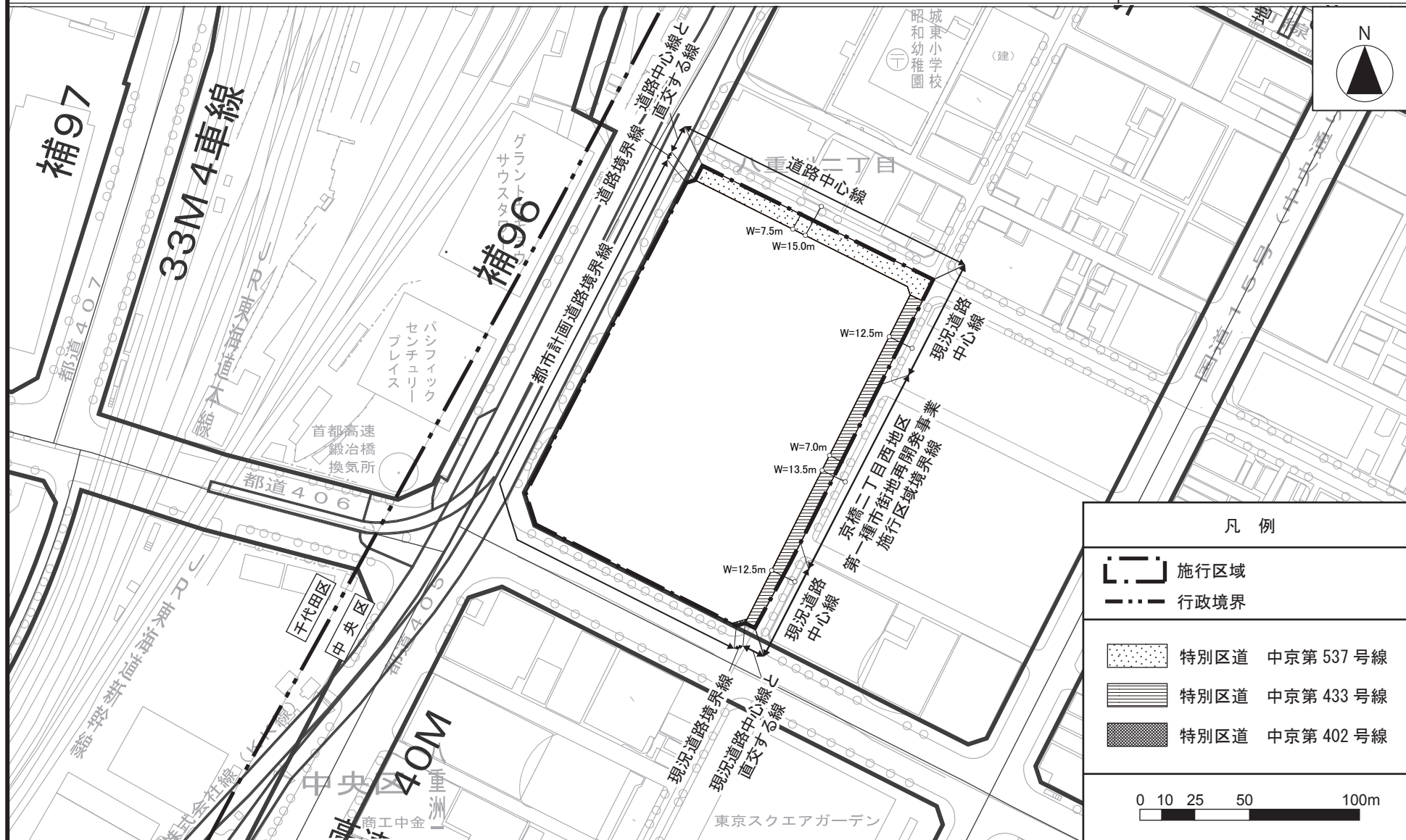
理 由 : 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際都市東京の玄関口として高次な機能集積と都市基盤の強化を実現するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 (施行区域図)
八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである。(28 都市基交測第 41 号、MMT 利計第 27083 号 -50)
(承認番号) 28 都市基街都第 82 号、平成 28 年 6 月 28 日
(承認番号) 28 都市基交第 271 号、平成 28 年 6 月 27 日

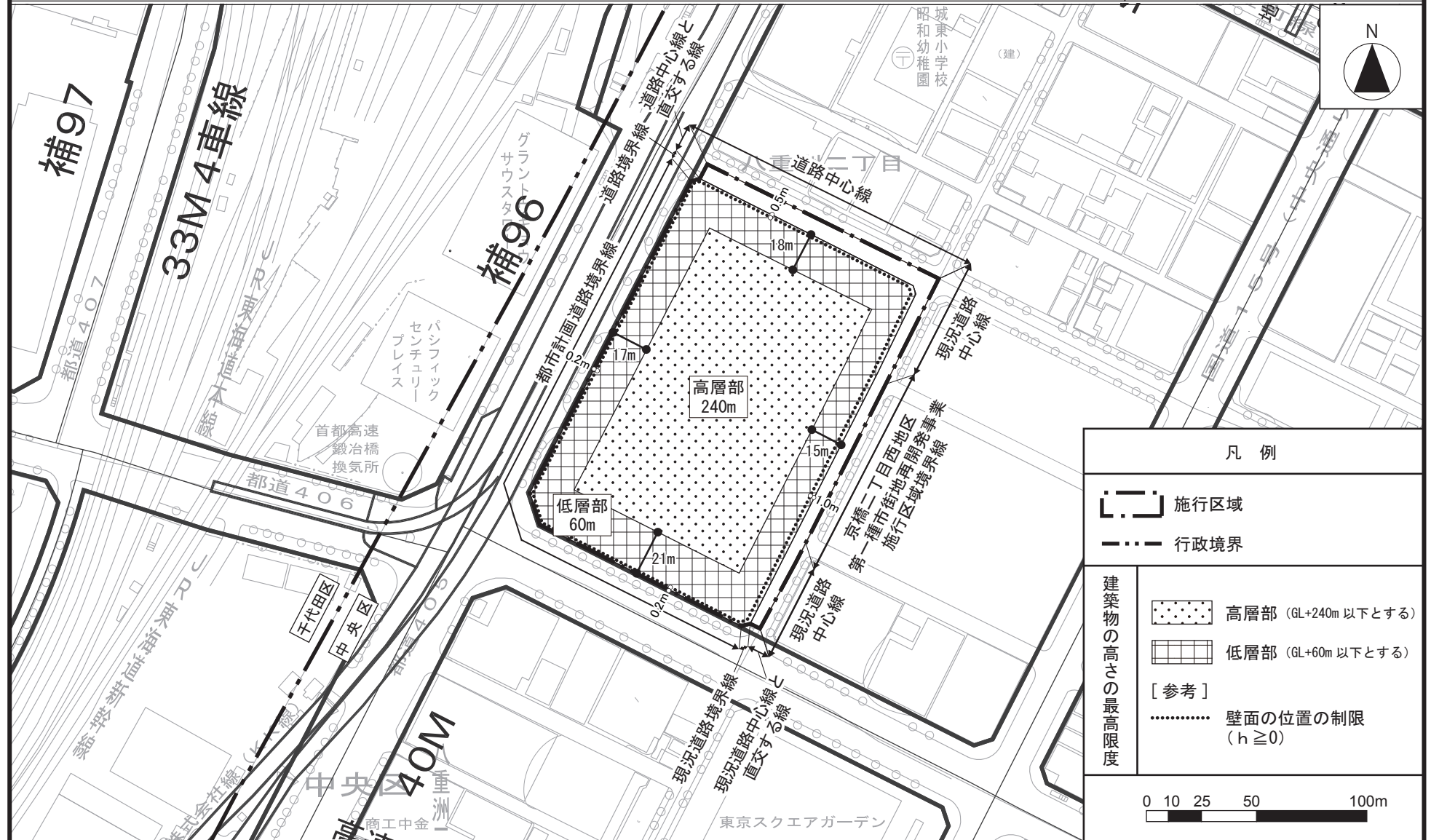
東京都市計画第一種市街地再開発事業（公共施設の配置及び地区の配置図） 八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 計画図 2



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである。(28 都市基交測第 41 号、MMT 利許第 27083 号 -50)
(承認番号) 28 都市基街都第 82 号、平成 28 年 6 月 28 日
(承認番号) 28 都市基交第 271 号、平成 28 年 6 月 27 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度)



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである。(28 都市基交測第 41 号、MMT 利許第 27083 号・50)
 (承認番号) 28 都市基街都第 82 号、平成 28 年 6 月 28 日
 (承認番号) 28 都市基交第 271 号、平成 28 年 6 月 27 日